

2011（平成23）年11月1日

意見陳述書

民谷 渉

原告代理人の民谷です。これから、私たちがこの裁判で主張していることの説明をいたします。

この裁判で訴えたいこと、それは、障害のある人も社会の一員である。ということ。社会の一員として、生活している人は、だれでも、分け隔てなく、個人として尊重されるはず。障害があろうと、なかろうと、その社会の一員であることには違いがありません。それは、至極当たり前のことのはずです。

社会の一員とは、どういうことでしょうか。それは、その社会の決まり事、ルールに従って生活すること、といえます。そして、ルールを決める際には、自分の意見が反映する機会が必要です。自分たちの決めたルールだから、それにしたがって生活していかなければならない。それが社会の一員という意味ではないでしょうか。

我が国において、国民それぞれの意見は、投票箱を通じて、反映されるものとされています。すなわち、国民主権を標榜する我が国では、選挙を通じて、主権者としての権利を行使することが保障されています。それが、我が国における社会の一員の証といえるものです。

ところが、原告の〇〇〇〇さんは、障害を理由に、選挙権を剥奪されました。障害があるから成年後見開始となったためです。

それまで、〇〇さんは、社会の一員として、選挙権を行使していました。社会に対する真摯さをもって、自らの判断で、選挙で投票をしていました。ところが、成年後見という審判を受けたら、社会の一員としての権利を奪われたのです。

それまで、言ってみれば選挙権のある主権者の部屋の中において、一緒に参加していた〇〇さんは、突然、その部屋から、閉め出されてしまったのです。そ

それは、障害故に、「成年後見」というレッテルを貼られたからです。レッテルを貼られた障害のある人たちは、部屋から閉め出され、部屋の中で、自分たちのいないところで、決められたことに、従わざるを得ない立場に、追いやられているのです。

「成年後見」というレッテルで、障害のある人を社会の一員から排除するシステム。まさに、障害のある人たちが訴え続けてきた歴史の誤りが、繰り返されているのではないのでしょうか。それは、個人の尊厳、国民主権を標榜する日本国憲法においても、許されるわけがありません。

原告の〇〇〇〇さんの意見陳述のとおり、〇〇さんにとって、選挙は唯一の社会参加の楽しみでした。その楽しみは、憲法でも保障された権利でもあります。ところが、〇〇さんは、本人の権利擁護のためのはずの「成年後見」によって、その権利を奪われたのです。「成年後見」のレッテルで、部屋から追い出された〇〇さんは、元いた部屋に入れてもらいたいと、いま、ドアを叩いています。それが、この裁判です。

そのドアを開けることができるのは、日本国憲法に従って判断を下す、裁判所だと信じています。〇〇さんたちのために、ドアを開けること、それこそが、「完全参加と平等」なのです。

以 上